



平成21年5月28日

各 位

会社名 塩水港精糖株式会社
代表者名 取締役社長 浅倉 三男
(コード番号 2112 東証第2部)
問合せ先 取締役総務人事部長 黒田 一晴
(TEL 03-3249-2381)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第76回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和55年法律第30号。)が廃止されたことに伴い所要の変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法の施行に伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第8条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第8条第3項の実質株主および第9条第3項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- ② 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手續に関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第10条(株式取扱規程)に「株主権行使の手續きその他」の文言を追加するものであります。
- ③ 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第9条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (2) 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来るよう、第28条(補欠監査役)を新設するものであります。
- (3) 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、第29条第2項に所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行) 当社の单元株式数は1,000株とする。 当社は单元株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 4. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第7条 (单元株式数) 当社の单元株式数は1,000株とする。 当社の单元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 4. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p>	<p>第8条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>10</u>条 (株式取扱規程) <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>としての諸届、<u>株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会で定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>第<u>11</u>条～第<u>28</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>29</u>条 (任期) 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>9</u>条 (株式取扱規程) <u>当会社の株主権行使の手続その他の株式に関する手続及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>第<u>10</u>条～第<u>27</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>28</u>条 (補欠監査役) <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。</u> <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第27条第2項の規定を準用する。</u> <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>第<u>29</u>条 (任期) 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>